

**生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」(令和9年度発行分)
協働発行業務(公募型プロポーザル) 募集要項**

1 業務内容に関する事項		
(1)	業務名称	生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」(令和9年度発行分) 協働発行業務
(2)	概要 (業務目的及び業務内容等)	本市では、市民が必要とするときに、必要な情報を得ることができるよう、本市の行政サービスの中で日常生活に関わりの深い制度・施設等の情報を各区ごとに1冊にまとめた「大阪市くらしの便利帳」を2年に1回発行している。 今回、この「大阪市くらしの便利帳」の令和9年度分の発行にあたり、民間事業者との協働発行とすることで、行政情報だけでなく、協働発行業務者が取材及び企画編集した観光、歴史、地図等の地域情報を掲載するなど内容の充実を図り、より一層、市民に有益な冊子とするとともに、協働発行業務者が獲得する広告収入により企画・編集、印刷・製本にかかる経費をまかなうこととし、民間事業者から広く企画提案を募集する。 (詳細は別紙「仕様書」のとおり)
(3)	業務実施期間	協定締結日(令和8年12月下旬)から次回発行日(令和11年10月31日(予定))まで
(4)	納品場所	本市指定場所(大阪市政策企画室市民情報部広報担当及び大阪市24区役所(出張所等含む)。各納品場所への数量は協定締結までに指示する。)
(5)	費用	① 協働発行業務者が獲得する広告により収入を得て、その広告収入により企画・編集、印刷・製本等にかかる経費をまかなう。協働発行業務者が本業務を遂行するにあたり必要とする経費は、協働発行業務者の負担とし、本市は一切の費用を負担しない。 ② 協働発行業務者の広告募集活動を支援するため、協働発行業務者から依頼があった場合は、本市が必要と認める範囲で次のことを行う。 ・大阪市ホームページへの広告募集情報の掲載 ・市内事業者に向けた広告掲載協力文書の発行
2 協定に関する事項		
(1)	協定方法	協働発行の協定を締結する。協定内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画書に基づき決定する。 なお、協定の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
(2)	協定書案	『「大阪市くらしの便利帳」(令和9年度発行分)の協働発行業務に関する協定書』のとおり。
(3)	その他	協定締結後、当該協定の履行期間中に、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、協定を解除する。

3 参加資格要件

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、参加申請時点で、次の(1)～(7)の条件を全て満たすこととする。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
(2)	直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税並びに固定資産税を完納していること。
(3)	直近 1 ヶ年において、消費税及び地方消費税を完納していること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものを除く）。
(5)	プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
(6)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
(7)	令和 3 年 4 月 1 日から参加申請までの間に、官公庁又は民間企業において同種・同程度の実績を有するもの。 ※同種・同程度とは本市及び関連団体、他の地方自治体等での行政の情報誌の発行実績をさす。

4 スケジュール

(1)	募集開始（公開）日	令和 8 年 10 月 27 日（火）
(2)	実施説明会参加申請書 受付開始日	令和 8 年 10 月 27 日（火）
(3)	実施説明会参加申請書 提出締切日	令和 8 年 11 月 4 日（水）
(4)	実施説明会開催日	令和 8 年 11 月 5 日（木）
(5)	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書 受付開始日	令和 8 年 11 月 5 日（木）
(6)	質問締切日	令和 8 年 11 月 11 日（水）
(7)	質問回答日	令和 8 年 11 月 17 日（火）
(8)	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書 提出締切日	令和 8 年 11 月 20 日（金）
(9)	参加資格 決定通知日	令和 8 年 11 月 25 日（水） 予定
(10)	企画提案書 提出締切日	令和 8 年 12 月 9 日（水）
(11)	選定会議 開催日	令和 8 年 12 月中旬
(12)	審査結果 通知日	令和 8 年 12 月下旬

5 実施説明会																
(1)	開催日時	令和8年11月5日（木）15 時～														
(2)	開催場所	オンライン														
(3)	受付期間	令和8年10月27日（火）9:00～11月4日（水）17:30														
(4)	提出書類	上記受付期間中に「公募型プロポーザル実施説明会参加申請書兼誓約書(様式1)」を提出すること。														
(5)	提出場所	「11 提出先、問い合わせ先」のとおり														
(6)	提出方法	郵送または電子メールで提出すること。 ※郵送等の場合は、令和8年11月4日（水）17:30 必着														
6 質問																
(1)	受付期間	令和8年11月5日（木）9:00～11月11日（水）17:30														
(2)	提出書類	上記受付期間中に「質問票(様式2)」を提出すること。														
(3)	提出場所	「11 提出先、問い合わせ先」のとおり														
(4)	提出方法	提出は、電子メールによるものとし、その他の方法（持参、郵送及びFAX等）は認めない。 なお、電子メール送信後、提出先へ電話連絡（平日9：30～17：30（休憩時間12：15～13：00を除く））すること。														
(5)	回答方法	令和8年11月17日（火）に大阪市ホームページで公表する。 ただし、質問がない場合は掲載しない。														
7 公募型プロポーザル参加申請																
(1)	受付期間	令和8年11月5日（木）～11月20日（金） 受付時間 平日9：00～17：30（休憩時間12：15～13：00を除く）														
(2)	申請書類	参加事業者には、次の書類の提出を求める。 <table><tr><th colspan="2">書類</th></tr><tr><td>①</td><td>公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式3）</td></tr><tr><td>②</td><td>実績調書（様式4）</td></tr><tr><td>③</td><td>直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書※¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）</td></tr><tr><td>④</td><td>直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書※¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）</td></tr><tr><td>⑤</td><td>使用印鑑届（様式5）※²</td></tr><tr><td>⑥</td><td>印鑑証明書または印鑑登録証明書※² （写し不可。提出時点で発行日から3ヵ月以内のもの）</td></tr></table> ※1 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については、不要。 ※2 協定相手方として選定された後、協定締結するまでの間に提出すること。	書類		①	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式3）	②	実績調書（様式4）	③	直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書※ ¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）	④	直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書※ ¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）	⑤	使用印鑑届（様式5）※ ²	⑥	印鑑証明書または印鑑登録証明書※ ² （写し不可。提出時点で発行日から3ヵ月以内のもの）
書類																
①	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式3）															
②	実績調書（様式4）															
③	直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書※ ¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）															
④	直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書※ ¹ （写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの）															
⑤	使用印鑑届（様式5）※ ²															
⑥	印鑑証明書または印鑑登録証明書※ ² （写し不可。提出時点で発行日から3ヵ月以内のもの）															

(3)	提出場所	「11 提出先、問い合わせ先」のとおり
(4)	提出方法	提出は、持参又は郵送等によるものとする（郵送等の場合は(1)受付期間内に必着）。 書類は、各1部提出すること。
(5)	通知方法	参加資格の確認を行い、参加事業者すべてに対して、令和8年11月25日（水）頃に電子メールにより通知する。
8 企画提案書提出		
(1)	受付期間	令和8年11月25日（水）～12月9日（水） 受付時間 平日9：00～17：30（休憩時間12：15～13：00を除く）
(2)	提出書類	上記受付期間中に「企画提案書(様式6)」を提出すること。 なお、別紙1「企画提案書 作成要領」を踏まえて作成すること。
(3)	提出場所	「11 提出先、問い合わせ先」のとおり
(4)	提出方法	提出は、持参又は郵送等によるものとし、その他の方法（FAX・電子メール等）は認めない。 書類は、紙媒体8部（正本1部、副本7部）を提出し、副本には記名をしないこと。 ※副本には、事業者名がわかる内容（推測される場合を含む）を記載しないこと
9 選定に関する事項		
(1)	選定方法	(1) 企画提案書及びプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点を行う。 (2) その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業者を協定相手方として決定する。 （詳細は別紙2「選定方法及び審査基準」のとおり）
(2)	審査項目及び配点	次の審査項目について審査を行い、採点する。 ア 企画提案 （30点） イ 編集 （30点） ウ デザイン （10点） エ 実施体制 （10点） オ その他 （20点） （詳細は別紙2「選定方法及び審査基準」のとおり）
(3)	審査結果 通知日	令和8年12月下旬
(4)	通知方法	参加事業者全てに対して、書面をもって通知するとともに、大阪市ホームページに掲載する。
(5)	失格事由	次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。 ア 委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること イ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと エ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 その他	
(1)	参加申請後、協定締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、参加を無効とする。
(2)	提出された書類全ての作成・提出にかかる経費は、事業者の負担とする。
(3)	提出された書類は、返却しない。
(4)	提出された書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
(5)	提出された書類は、審査・選考の用以外に事業者が無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
(6)	企画提案書の提出は、1 者 1 案とする。
(7)	大阪市より提供した資料及びその他知りえた全ての情報について、大阪市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
(8)	受付期間の終了後、書類の提出や追加、差し替え等は認めない。
(9)	事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。
(10)	協定の締結は、受託者決定後速やかに行うものとする。ただし、採用された提案について、必要に応じて内容を変更することがある。
(11)	協定手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
11 提出先、問い合わせ先	
担当部局	大阪市政策企画室市民情報部広報担当 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 5 階 電話：06-6208-7251 FAX：06-6227-9090 電子メール：aa0015@city.osaka.lg.jp